

令和4年10月31日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構
会長 小金澤 健司

【令和4年度 他県連携相互送客促進事業】
「道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業」に係る募集について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、主に本道と直行便が就航している道外他県およびその周辺地域において、道外地方空港発道内行きの旅行商品造成を行う旅行会社と連携し、道内の魅力的な観光コンテンツを広く知らしめるため、入込客数の増大・観光消費額の拡大に繋がる旅行商品に対して、その広告プロモーション費の一部を助成する事業を実施します。

つきましては、下記のとおり募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名【令和4年度 他県連携相互送客促進事業】

「道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業」

2. 期間 対象出発日 : 採択後～令和5年2月28日(火)

対象広告掲載日 : 採択後～令和5年2月12日(日)

3. 内容 別紙「募集要項」を参照

4. 今後のスケジュール

(1) 当事業への応募 令和4年11月21日(月) 12時まで

(2) 審査会の実施 令和4年11月28日(月) 予定

(3) 助成事業の決定 令和4年11月29日(火) 以降の予定

5. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会はございません。事業内容に関する質問を令和4年11月7日(月) 15時まで、個別に受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、11月8日(火) 以降、速やかに通知します。

6. 問い合わせ先

国内誘客部 担当 : 坂本、菊地

TEL : 011-231-5881

E-mail : h_sakamoto@visithkd.or.jp

【令和4年度 他県連携相互送客促進事業】
道外地方空港所在地域からの旅行商品造成助成事業
募集要項

1 事業目的

主に本道と直行便が就航している道外他県およびその周辺地域において、道外地方空港発道内行きの旅行商品造成を行う旅行会社と連携し、道内の魅力的な観光コンテンツを広く知らしめるため、入込客数の増大・観光消費額の拡大に繋がる旅行商品に対して、その広告プロモーション費の一部を助成する。

2 助成対象者

応募する旅行会社は、次の要件を満たしていること。

- (1) 第1種旅行業または第2種旅行業を登録していること。
- (2) 民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- (3) 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 委託会社と資本関係および、人的関係、資金関係等において、事業関連性を有しないこと。

3 対象旅行商品

旅行商品の募集条件・助成額は、以下の内容とする。

- ① 商品内容：下記対象空港を出発する募集型企画旅行で、北海道内を2泊3日以上で周遊する商品。

茨城空港（茨城県）、新潟空港（新潟県）、富山空港（富山県）、小松空港（石川県）、信州まつもと空港（長野県）、富士山静岡空港（静岡県）、神戸空港（兵庫県）、岡山桃太郎空港（岡山県）、広島空港（広島県）、高松空港（香川県）、松山空港（愛媛県）、福岡空港（福岡県）、阿蘇くまもと空港（熊本県）、那覇空港（沖縄県）

- ② 対象出発日：採択後～令和5年2月28日（火）
- ③ 対象広告掲載日：採択後～令和5年2月12日（日）
- ④ 札幌市以外の観光素材かつ札幌市以外の宿泊地が一つ以上組み込まれていること
- ⑤ 交通機関と宿泊のみ組み合わせたスケルトンタイプの商品は対象外とする。
- ⑥ 北海道観光振興機構の「旅行会社向け北海道観光情報サイト HOKKAIDO TRAVEL NAVI」（<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>）の観光素材が含まれていること。
※「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」の会員登録を済ませてから検索すること。
- ⑦ 対象旅行商品には、「協賛：（公社）北海道観光振興機構」を表示すること。
- ⑧ 北海道観光 PR キャラクター「キュンちゃん」および「HOKKAIDO LOVE! LINE 公式アカウント QR コード」の表示に努めること。
- ⑨ クレジット表記等の確認のため、広告掲載前に広告原稿を提出すること。
- ⑩ 対象旅行商品の広告掲載実績（掲載証明書、請求書等の写し）を令和5年3月3

日（金）までに報告すること。

- ⑪ 対象旅行商品について、対象期間の送客実績を月次報告すること。
- ⑫ 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドラインを遵守し、企画・催行すること。
- ⑬ 出発地および北海道において他地域との往来自粛要請が出されている期間の広告宣伝については、助成の対象外とする。
- ⑭ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、当助成事業の全部または一部を中止する場合がある。
- ⑮ 国、各都道府県、各市町村の補助金や助成金を受けているものは助成の対象外とする。但し、旅行会社ではなく旅行者が補助金や助成金を受けているものは、この限りではない。また、本事業の対象事業として選定される前の経費は、対象とはならない。

4 助成額

当該商品を新聞に広告掲載する費用（税抜）の2分の1以内を助成する。ただし、1商品あたり500千円（税込）を上限とする。

※原稿制作費も助成対象とする。

※他商品と併載の場合、その面積に応じた費用を助成の対象とする。

※当該商品を複数回掲載した場合、その合算額を対象とする。

※同一商品に対し、当機構が令和4年度に実施している他助成事業と重複した費用助成は認めない。ただし旅行会社ではなく旅行者が補助金や助成金を受けているものは、この限りではない。また、本事業の対象事業として選定される前の経費は、対象とはならない。

5 募集社数

各県2社程度、合計30社程度

※同一法人で異なる空港発商品を複数申請する場合、審査の対象とする。

※各発地で2社以上の応募がある場合、採択社数や助成額上限を調整する場合がある

6 企画提案書の内容

下記項目を記載した企画提案書を作成すること。

（様式は7（2）申請フォームにて確認下さい。）

- （1）表紙（会社名、会社住所、代表者職・氏名、担当部署、担当者職・氏名、電話番号、担当者メールアドレスを記載すること）
- （2）旅行商品の名称
- （3）旅行商品の内容
- （4）販売設定期間
- （5）旅行催行対象期間
- （6）販売価格
- （7）ターゲット（主な集客対象を記載。例：中高年、ファミリーなど）
- （8）募集方法、募集媒体、発行部数等
- （9）過去2年間における道内類似コースへの送客人数実績と、その実績に基づいた送客目標人数
- （10）見積金額

7 申請方法

(1) 申請期限

令和4年11月21日(月) 12:00

(2) 申請フォーム

期日までに下記申請フォーム(formrunシステム)にて必要事項入力、企画提案書をデータ添付の上、申請すること。

<https://form.run/@hokkaido-travel>

8 選定方法

(1) 選定方法

当機構が設置した審査会において書類審査を行い選定する。

(2) 選定基準

- ① 本事項に示した条件を満たした旅行商品となっているか。
- ② 観光客にとって魅力のあるコンテンツを有する旅行商品となっているか。
- ③ 旅行会社向け北海道観光情報サイト「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」(<https://travelnavi.visit-hokkaido.jp/>)に掲載のコンテンツを活用しているか。
- ④ 過去実績と比較し、適切な送客目標数となっているか。
- ⑤ 申請額に妥当性があるか。
- ⑥ 費用対効果が高い提案となっているか。

9 採択通知

審査後、令和4年11月29日(火)までに助成の可否の決定を行い、その旨を申請者に通知する。

10 実績報告及び請求書等

結果と成果について、令和5年3月3日(金)までに、委託事業者宛、以下の書類を提出すること。

- (1) 助成金実績報告書(様式第5号)
- (2) 企画提案書 兼 報告書(様式第2号) ※販売中止、催行中止となった場合でも、提出すること。
- (3) 証憑書類(広告代理店等から旅行会社への請求書写し等) ※月次で報告済みの分は不要
- (4) 成果物(当該商品が広告掲載された新聞、webサイトをプリントアウトしたもの等)
- (5) 広告換算額
- (6) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類
※お客様属性、効果測定等のデータ提供に協力すること

11 事業変更の場合

本事業は当機構の理事会での令和4年度予算の議決前であるため、議決結果によっては、委託業務の内容及び上限額について変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

また、新型コロナウイルス感染拡大等により、委託業務の内容及び上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。

12 問い合わせ先

北海道観光振興機構 国内誘客部 坂本、菊地

mail : h_sakamoto@visithkd.or.jp

電話 : 011-231-5881

13 その他留意事項

- ① 本事業については、予算の関係や新型コロナウイルス感染症の影響等により全部又は一部を実施しないことがある。その場合は、支援内容や支援金額を変更することがあり得る。
- ② 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- ③ 企画内容の不履行が生じた際は、採択の解除、または支援内容を変更することがある。また、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。
- ④ この指示書に定めるもののほか、必要な事項は当機構が別に定めるものとする。
- ⑤ 再委託の禁止について
再委託の予定がある場合は（下記Bの業務に限る）、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承認を得る必要があるので留意すること。
*当機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分におけるBを言う。
A「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことは出来ない。
B「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。
C「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。
- ⑥ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。